

業務達成基準に関する取扱い一部を改正する取扱いを次のように制定する。

平成23年 1月 5日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

業務達成基準に関する取扱いの一部を改正する取扱い（案）

国立大学法人東京学芸大学業務達成基準に関する取扱い(平成20年3月31日制定)
の一部について、別紙のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学業務達成基準に関する取扱いの一部改正について

改正理由：国立大学法人東京学芸大学運営費交付金債務等の収益化に関する要項が廃止されたため。

改 正 (案)	現 行
<p data-bbox="280 395 353 427">〔省略〕</p> <p data-bbox="230 469 304 501">(趣旨)</p> <p data-bbox="174 507 1137 646">第 1 条 この取扱いは、<u>国立大学法人東京学芸大学運営費交付金に関する取扱要項 (平成 23 年 1 月 5 日制定) 第 2 条第 3 項</u>に基づき、国立大学法人東京学芸大学において運営費交付金を財源として実施される業務で、業務達成基準を適用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="280 799 353 831">〔省略〕</p> <p data-bbox="264 873 344 904"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="215 911 734 943"><u>この取扱いは、平成23年1月5日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1243 395 1317 427">〔省略〕</p> <p data-bbox="1171 469 1245 501">(趣旨)</p> <p data-bbox="1137 507 2098 646">第 1 条 この取扱いは、国立大学法人東京学芸大学運営費交付金債務等の収益化に関する要項 (平成 18 年 3 月 1 日制定) 第 6 条に基づき、国立大学法人東京学芸大学において<u>運営費交付金又は授業料</u>を財源として実施される業務で、業務達成基準を適用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1243 799 1317 831">〔省略〕</p>